平成２２年（フ）第１０９１号
大阪府岸和田市吉井町２丁目７番19号杉本住宅203号、前住所兵庫県洲本市下加茂２丁目４番39号森下住宅
債務者　學田　一馬
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１０８号
大阪府阪南市鳥取669番地の１―402号、前住所大阪府阪南市鳥取669番地の１―303号
債務者　佐藤　睦子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１１１号
大阪府泉佐野市中庄1486番地２―102
債務者　伊與田かすみ
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１１２号
大阪府泉佐野市中庄1486番地２―102
債務者　伊與田絹代
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１１５号
大阪府和泉市光明台３丁目１番８―403号
債務者　西岡　利規
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１１８号
大阪府泉南市信達岡中1485番地の40
債務者　西森　　忠
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１２０号
大阪府阪南市黒田430番地の16、前住所大阪府阪南市鳥取638番地２－Ｆ号
債務者　大原　健太
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１２１号
大阪府岸和田市天神山町１丁目４番12―503号、前住所大阪府貝塚市久保７番地３棟204号
債務者　山﨑　秀之
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７号
大阪府貝塚市三ツ松2722―50―405、住民票上の住所大阪府高石市高師浜４丁目２番５号
債務者　上甲　一也
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
香川県高松市一宮町362番地３
債務者　植田　昌和
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４７９号
香川県高松市牟礼町大町1415番地123
債務者　西村　啓子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５６８号
長崎県長崎市西町34番35号、旧住所長崎県長崎市西町34番32号
債務者　岸　　陽子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９２号
長崎県長崎市緑町８番14号、旧住所長崎県長崎市銭座町８番23号　桑崎ハイツ205号
債務者　平鍋　純子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０３号
長崎県長崎市宝町３番15―205号
債務者　増田由美子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３７号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷123番地１　スイートハイム201号
債務者　小栁　清美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目４番11号　忠村荘
債務者　齊藤　國昭
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１３４号
福岡県大牟田市平原町135番地
債務者　本村　啓治
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで　福岡地方裁判所大牟田支部